

1 乗用車(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

区分				税率	
				自家用	営業用
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合(3.5t以下の自動車)または平成21年排出ガス基準10%低減)				非課税	
ガソリン自動車 および LPG自動車 (ハイブリッド車を含む。)	・平成30年排出ガス基準50%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	かつ	令和12年燃費基準95%達成かつ 令和2年燃費基準達成	非課税	
			令和12年燃費基準90%達成かつ 令和2年燃費基準達成	1%	非課税
			令和12年燃費基準85%達成かつ 令和2年燃費基準達成		0.5%
			令和12年燃費基準80%達成かつ 令和2年燃費基準達成	2%	
			令和12年燃費基準75%達成かつ 令和2年燃費基準達成		
			令和12年燃費基準70%達成かつ 令和2年燃費基準達成	3%	
	上記以外		3%	2%	
	ディーゼル自動車 (ハイブリッド車を含む。)	・平成30年排出ガス基準適合 または ・平成21年排出ガス基準適合	かつ	令和12年燃費基準95%達成かつ 令和2年燃費基準達成	非課税
令和12年燃費基準90%達成かつ 令和2年燃費基準達成				1%	非課税
令和12年燃費基準85%達成かつ 令和2年燃費基準達成					0.5%
令和12年燃費基準80%達成かつ 令和2年燃費基準達成				2%	
令和12年燃費基準75%達成かつ 令和2年燃費基準達成					
令和12年燃費基準70%達成かつ 令和2年燃費基準達成				3%	
上記以外		3%	2%		

(注1) 令和12年度基準エネルギー消費効率および令和2年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、「R12年度燃費基準95%達成」は「H22年度燃費基準+105%達成」に、「R12年度燃費基準90%達成」は「H22年度燃費基準+94%達成」に、「R12年度燃費基準85%達成」は「H22年度燃費基準+84%達成」に、「R12年度燃費基準80%達成」は「H22年度燃費基準+73%達成」に、「R12年度燃費基準75%達成」は「H22年度燃費基準+62%達成」に、「R12年度燃費基準70%達成」は「H22年度燃費基準+51%達成」に、「R2年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に読み替えます。

(注2) 令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、令和2年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、「R12年度燃費基準95%達成」は「R2年度燃費基準138%達成」に、「R12年度燃費基準90%達成」は「R2年度燃費基準130%達成」に、「R12年度燃費基準85%達成」は「R2年度燃費基準123%達成」に、「R12年度燃費基準80%達成」は「R2年度燃費基準116%達成」に、「R12年度燃費基準75%達成」は「R2年度燃費基準109%達成」に、「R12年度燃費基準70%達成」は「R2年度燃費基準102%達成」に読み替えます。